

[06] 単独事業所調査票(医療、福祉)

平成24年2月1日
総務省・経済産業省

市区町村コード 調査区番号 事業所番号 *

「調査票の記入のしかた」を参照して記入してください。

1 名称及び電話番号
フリガナ
正式名称
通称名
電話番号(代表)
2 所在地
郵便番号
都道府県名
市区町村名
町丁・字・番地・号
ビル・マンション名等

3 経営組織
個人経営
株式会社
合名会社
合資会社
合同会社
会社以外
の法人
外国の会社
法人で
ない団体

4 開設時期
昭和59年 昭和60～平成6年 平成7～16年 平成17年 平成18年 平成19年 平成20年 平成21年 平成22年 平成23年 平成24年

5 従業者数
(1) 貴事業所に所属する従業者数
① 個人業主
② 個人業主の家族で無給の人
③ 有給役員(無給役員は除く)
④ 正社員・正職員などと呼ばれる人
⑤ 上記以外の常用雇用者(パート・アルバイトなど)
⑥ 臨時雇用者(⑤以外のパート・アルバイトなどを含む)
⑦ 合計(①～⑥の合計)
⑧ ⑦のうち、別経営の事業所へ出向・派遣している人(送出者)
⑨ ⑦のうち、別経営の事業所からきて貴事業所で働いている人(受入者)
⑩ 派遣

以下の金額を記入する欄について
・消費税込みで記入してください。経理処理上、税込みで記入できない場合は、右の□にチェックを入れ、税抜きで記入してください。
・平成23年1月から12月までの1年間(この期間で記入できない場合は、平成23年を最も多く含む決算期間)について記入してください。

6 売上(収入)金額、費用総額及び費用内訳
個人経営
個人経営以外
① 売上(収入)金額
② 費用総額(売上原価+経費計)
③ うち売上原価
④ 給与総額
⑤ 福利厚生費(退職金を含む)
⑥ 地代家賃
⑦ 減価償却費
⑧ 地産・不動産賃借料
⑨ 減価償却費
⑩ 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)
⑪ 外注費
⑫ 支払利息等

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。

7 事業別売上(収入)金額
(ア) 農業、林業、漁業の収入
(イ) 鉱物、採石、砂利採取事業の収入
(ウ) 製造品の出荷額・加工賃収入額
(エ) 商業
① 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)
② 小売の商品販売額
(オ) 建設業、建設業A
③ 建設事業の収入(完成工事高)
④ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入
⑤ 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入
⑥ 運輸、郵便事業の収入
⑦ 金融、保険事業の収入
⑧ 政治・経済・文化団体、宗教団体の活動収入
⑨ 情報サービス、インターネット附随サービス事業の収入
⑩ 不動産事業の収入
⑪ 物品賃貸事業の収入
(カ) サービス、サービスB
⑫ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入
⑬ 宿泊事業の収入
⑭ 飲食サービス事業の収入
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入
⑯ 社会教育、学習支援事業の収入
⑰ 上記以外のサービス事業の収入
(キ) 学校教育事業の収入
(ク) 医療、福祉事業の収入
売上(収入)金額
千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円
又は割合(%)
金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

[3 経営組織]欄が「外国の会社」、「法人でない団体」の場合は、第1面の記入はこれで終わりです。第2面にお進みください。

9 電子商取引の有無及び割合
10 設備投資の有無及び取得額
11 自家用自動車の保有台数
12 土地、建物の所有の有無
13 資本金等の額及び外国資本比率
14 決算月

すべての事業所が第2面にお進みください。

経済センサス-活動調査

【06】単独事業所調査票(医療、福祉)

15 医療、福祉事業の収入の内訳

第1面の7欄「(ク) 医療、福祉事業の収入」について、その事業区分別の売上(収入)金額を記入してください。
(万円未満四捨五入)
金額で記入できない場合は、第1面の6欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。
(小数点以下四捨五入)

事業区分	事業内容(説明)	売上(収入)金額							又は割合(%)	
		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万		万円
医療収入	保険診療収入									金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。
	保険外診療収入									
介護事業収入	施設介護収入									金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。
	通所介護、訪問介護収入									
社会保険事業収入	公的年金、公的医療保険、公的介護保険、労働災害補償などの社会保険事業									
保健衛生事業収入	健康相談施設、検査業、消毒業などの保健衛生事業									
社会福祉事業収入	児童福祉事業、老人福祉事業、障害者福祉事業、更生保護事業、その他の社会福祉事業(ただし、介護事業に該当するものを除く)									

※居宅サービス(訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅療養管理指導、指定施設入居者生活介護)、居宅介護支援、地域密着型サービス(夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設サービス)

16 医療、福祉事業の収入の相手先別収入割合

第1面の7欄「(ク) 医療、福祉事業の収入」について、その収入を得る相手先別の割合を記入してください。
(小数点以下四捨五入)

収入を得た相手先	収入額	割合(%)
① 個人(一般消費者)		
企業・団体	② 民間	
	③ 公務(官公庁)	
④ 海外取引		
①～④の合計	1	0

- ・保険診療収入については、収入を得た相手先は「①個人」となります。
- ・「③公務(官公庁)」とは、国や地方公共団体の国家事務、地方事務を行う事業所をいいます。
- ・国、地方公共団体が直接経営する現業の事業所(水道局、交通局、病院、学校、社会福祉施設など)は、「②民間」に含めて記入してください。

備考

17 事業所の形態、主な事業の内容

下表の中から該当する番号を1つ選択し、○で囲んでください。
複数の施設を併設している場合や複数の事業を行っている場合は、主なものの番号を○で囲んでください。

事業所の形態・事業内容	番号	内容例示
病院	1	20人以上の患者を入院させるための施設を有している医療事業所
	2	20人以上の精神病患者を入院させるための施設のみを有している医療事業所
一般診療所	3	19人以下の患者を入院させるための施設を有している医療事業所
		患者を入院させるための施設を有しない医療事業所
歯科診療所	5	
助産・看護業	6	助産所、助産師業
		看護業 派出看護師業、訪問看護ステーション
療術業	8	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所
		その他の療術業 太陽灸療法業、温泉療法業、催眠療法業、視力回復センター、カイロプラクティック療法業
その他の保健衛生	10	歯科診療所
	11	アイバンク、腎バンク、骨髄バンク、衛生検査所、滅菌業(医療用器材)、臨床検査業
健康相談施設	12	結核健康相談施設
	13	精神保健福祉センター、精神健康相談所
	14	母子健康相談施設
	15	その他の健康相談施設
その他の保健衛生	16	検査業 寄生虫卵検査業、水質検査業、食肉衛生検査所
	17	消毒業 物品消毒業、電話機消毒業
	18	犬管理所、犬管理事務所
社会保険事業団体	19	健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金、国民年金基金、企業年金基金、農業者年金基金
児童福祉事業	20	保育所、託児所
	21	乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設(児童館)、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センター、母子福祉センター
老人福祉・介護事業	22	特別養護老人ホーム
	23	介護老人保健施設
	24	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護事業所
	25	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、夜間対応型訪問介護事業所
	26	認知症高齢者グループホーム
	27	有料老人ホーム
障害者福祉事業	28	養護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウスを含む)、老人福祉センター、高齢者生活福祉センター、老人憩いの家、老人介護支援センター、地域包括支援センター
	29	障害者支援施設、ケアホーム、グループホーム、福祉ホーム
	30	生活介護事業所、自立訓練事業所、地域活動支援センター
その他の社会保険・社会福祉・介護事業	31	更生保護施設、更生保護協会
	32	社会福祉協議会、共同募金会、善意銀行、授産施設、年金積立金管理運用、宿所提供施設、婦人・女性相談所